

公共施設の 廃止・統廃合・複合化に 取り組んでいます

市が保有する建物などの公共施設は、旧市町から多くの施設を引き継いでおり、中でも30～40年前に整備されたものが多数あるため、今後一斉に老朽化が進みます。施設の建て替えや改修などが集中し、たくさんの費用が掛かることから、公共施設の見直しを進めています。

本市の現状・課題

●人口の減少

国勢調査によると5年間で82,739人（H27）から75,783人（R2）となっており、約8.4%減少。今後、同じように人口減少が進むと、20年後には5万人以下になると予測されています。

●施設数が多い

令和2年度末時点で2,659施設あります。



●老朽化施設の割合

令和3年度末時点で*法定耐用年数を超える公共施設は720施設あり、10年後には約1,030施設（全体の約77%）になります。

*…税法で定められた耐用年数

●財政負担の増加

今後、全ての公共施設を残すとすると、継続しての利用や改修などに必要な費用は、年間約75億円。40年間では約3,020億円になります。

公共施設再配置の取り組み

市が保有する公共施設の利用状況などを詳細に調査・分析し、効率・効果的に管理や利活用していくため「天草市公共施設再配置計画」の作成を進めています。

平成28年に策定した「天草市公共施設等総合管理計画」の基本方針である「保有総量の縮小」、「効果的かつ効率的な利用の推進」、「長寿命化の推進」に沿って、公共施設の廃止や統廃合、複合化など各施設の今後の方針を定めていきます。将来的に必要とされる施設は、建て替えなどを計画的に行うことで、今後の市の財政負担軽減と平準化を図り、将来の世代に負担を残さない最適な公共施設の配置を目指します。

天草市の将来のために

公共施設の廃止・統廃合・複合化を進めていくうえで、市民の皆さんにご不便をお掛けすることがあります。人口減少や厳しい財政状況の中で、福祉などさまざまな市民サービスを継続していくために、皆さんと一緒に考えながら、公共施設の再配置に取り組んでいく必要があります。ご理解とご協力をお願いします。

☎財産経営課 24-8826

4月1日以降



18歳から大人の仲間入り

民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が引き下げられ、18歳から新成人となります。

新成人となる日

| 生年月日 | 新成人となる日 | 年齢 |
|---------------------|----------|-----|
| 平成14年4月2日～平成15年4月1日 | 令和4年4月1日 | 19歳 |
| 平成15年4月2日～平成16年4月1日 | | 18歳 |
| 平成16年4月2日以降 | 18歳の誕生日 | 18歳 |



成年年齢の引き下げで変わる事、変わらない事

| 変わる事 | 変わらない事（20歳で可能） |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 親の同意がなくても契約が可能（携帯電話の購入、アパートを借りる、クレジットカードの作成など） 男女ともに結婚できる年齢が18歳へ 10年有効のパスポートが取得可能 公認会計士や司法書士などの国家資格に基づく職業に就くことができる など | <ul style="list-style-type: none"> 飲酒、喫煙 公営競技（競馬、競輪、オートレースなど）の投票券を購入 国民年金への加入義務 大型、中型自動車運転免許の取得 など |

成人式

本市の成人式の対象年齢は、現行の「20歳」に変更はありません。

消費者トラブルに注意！

民法では、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、原則として、契約を取り消すことができます（未成年者取消権）。成年年齢が引き下げられると、親の同意なく一人で契約することができる一方、未成年者取消権を行使できなくなるため、悪質商法などによる消費者被害が懸念されます。

被害に遭わないために、契約に関するさまざまなルールを知り、契約する前に“本当に必要なものか”を良く考えましょう。

困ったときは相談を

消費者トラブルに巻き込まれたときや困ったことが起きた場合は、市消費生活センターまたは消費者ホットライン「**188**」に電話してください。

消費者庁 LINE公式アカウント「消費者庁 若者ナビ！」

消費者トラブルに遭わないための最新情報をお届け！

友達登録はこちら▶



☎まちづくり支援課 32-6661 / 市消費生活センター ☎32-6677